

防衛省との協議概要（未定稿）

1 日時：平成24年1月18日（水） 午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所：内閣府本府別館4階402会議室

3 出席者

防衛省防衛政策局調査課情報保全企画室

末長 広 室長

同室

部員

同室適格性制度付与専門官

事務官

4 対応者：橋場参事官、[ ] 補佐、[ ]

5 概要：

(1) 総論

先方： 防衛省としては、以下の基本的な問題意識をもって本法制の検討に臨んでいる。

- ・ 防衛秘密制度を特別秘密制度に取り込む際に、現在行っている情報保全のレベルを低下させないこと。
- ・ 適性評価については、過度の負担が新たに発生するような手続・方法にならないこと。
- ・ [ ]

今日は、これらの問題意識を踏まえ、個別の論点に係る防衛省の質問や考え方をお示しし、それに対する内調の現時点での考え方や検討状況を伺い、意見交換をするために参った次第。

(2) 調査票について

先方：

[ ] 防衛省として必要性を説明すれば、記載事項を追加することは可能か。又は、各省独自の調査項目を本法制の中で追加的に位置付けることは可能か。

当方： 本法における調査事項（法第8条第4項・第5項関係）や調査票の記載事項については、特にアメリカの制度を参考にして検討した。その上で、調査事項も、また、調査事項ごとにどれだけの情報を記載させるのかも各国一様ではないことを踏まえて、調査事項はアメリカ等と比較して欠けているものがないようにしつつ、記載事項はその情報が我が国において漏えいのリスクを評価する上で有用かどうかなどの観点から検討し直したところ。実施権者に質問や照会の権限を付与するなどして必要に応じて深みのある調査ができるようにしていることを合わせ考えると、遜色ないものと考えている。

[ ] 本法制では記載を要しないこととなっている内容についても、その要否を内閣情報調査室の中で慎重に検討させていただいている。漏えいのリスクを評価する上では情報が多に越したことはないが、

一方で、調査票は開示請求があれば公開することになることを前提に、記載事項それぞれが漏えいのリスクとの関係で明確に説明できるかどうか、憲法（とりわけ思想、信条等内心の自由）に抵触しないか、偏見・非合理的な差別ではないかといった制度設計者の意図とは異なる批判を惹起することにならないか、といったことを考慮してこのような形に至っている。

各国とも、同一のレベルの秘密を取り扱うためのクリアランスであれば、取り扱うであろう秘密情報の分野が異なっても各行政機関とも調査票の様式は同じであることを参考にすると、各省における独自の調査事項を立てることは説明が難しいと思う。

したがって、この法制の枠内で調査事項を各省が追加するという制度設計は困難である。この法制の枠外で各省が行うことについては、内調は申し上げる立場ではない。

### (3) 施行期日について

先方： 防衛秘密のクリアランスを保有している防衛省職員、防衛秘密を取り扱っている民間業者の職員は桁違いに多い。法律成立後、特別秘密の取扱いに適性評価が義務付けられるまでにはどれくらいの期間を見込んでいるのか。

当方： 詳細な検討をしたわけではないが、3年では長く2年以下では短いといった意見がある。どの程度の準備期間を設けるかを検討するに当たっては、やはり対象者数が圧倒的に多い防衛省の状況を考慮する必要がある。逆にどの程度の期間が必要と考えているのか伺いたい。

本法制の適性評価では、現在の特別管理秘密制度の下での適格性確認手続で行っている調査票への記載、[REDACTED]上司への意見聴取を最低限必要な手続とし、所要時間に大きな影響を与えるであろう「面接」は必須としないことを考えているが、これを前提として、如何か。

先方： 各機関に照会して具体的な数字を算出したい。

### (4) 代替措置について

先方： 代替措置で取り扱える期間を2ヶ月とした理由は何か。[REDACTED]

当方： [REDACTED]代替措置や暫定措置で取扱いを許容するという制度設計は説明ができない。[REDACTED]

[REDACTED]これより制度が大幅に後退するようなことはとてもできない。防衛省のように特別秘密を取り扱うポストが多い省庁であれば、人事異動の時期以外でも計画的に適性評価を行っておくということが可能なものと考えていた。人事慣行を多少見直すことになるかもしれないが。